

諫早市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、諫早市犯罪被害者等支援条例（令和3年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(支給対象者)

第3条 条例第7条第1項の見舞金の支給対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（第5条の規定による第1順位の遺族をいう。以下同じ。）であって当該犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する者
- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病（負傷又は疾病（精神的なものを含む。）に係る被害であって、その治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断されたものをいう。以下同じ。）を負った者であって、当該犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有するもの

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 300,000円
- (2) 重傷病見舞金 100,000円

2 重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が死亡した場合（当該重症病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。）における遺族見舞金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から既に支給した重傷病見舞金の額を控除した額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

（支給の制限）

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者又はその遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者で

あるとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

(支給の申請)

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、遺族見舞金支給申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し
- (2) 死亡した犯罪被害者の消滅された住民票又はその写し
- (3) 申請者の住民票又はその写し
- (4) 戸籍謄本その他の死亡した犯罪被害者と申請者との続柄を確認することができる書類
- (5) 申請者が死亡した犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認することができる書類
- (6) 申請者が死亡した犯罪被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを確認することができる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、重傷病見舞金支給申請書（様式第3号）及び誓約書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 負傷し、又は疾病にかかった日、入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が重症病に該当することを証明することができるもの又はその写し
- (2) 申請者の住民票又はその写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、これを行うことができない。

4 前項の規定にかかわらず、犯罪行為の加害者により身体を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に第1項又は第2項の規定による申請を行うことができなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に限り、当該申請を行うことができる。

(支給の決定等)

第8条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給を決定したときは見舞金支給決定通知書(様式第4号)により、申請を却下したときは見舞金支給却下通知書(様式第5号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(見舞金の請求)

第9条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者(以下「受給決定者」という。)は、見舞金支給請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(支給の決定の取消し等)

第10条 市長は、受給決定者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該支給の決定を取り消すことができる。この場合において、既に支給した見舞金がある場合は、その返還を求めるものとする。

(報告等)

第11条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給決定者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

諫早市長 様

住 所
申請者氏名
被害者との続柄
連絡先

遺族見舞金支給申請書

諫早市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条第1項の規定により、関係書類を添えて遺族見舞金の支給を申請します。なお、他の同順位遺族に対しては、私が受領についての代表者となります。

支給申請額		円	
犯罪行為が行われた日時		年 月 日 時 頃	
犯罪行為が行われた場所			
犯罪行為により死亡した者	ふりがな 氏名 生年月日	年 月 日生	
	住所		
	死亡年月日	年 月 日	
犯罪行為による被害の発生状況			
当該犯罪行為に係る 重傷病見舞金の支給の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
取扱警察署名		警察署	
他の第1順位の遺族	氏名（ふりがな）	被害者との続柄	住 所
備 考	<p>遺族見舞金支給に係る同意書</p> <p>1 遺族見舞金の支給の決定に際し、市が警察署等の関係機関に対し上記の犯罪行為等に関する事項について調査等を行うことに同意します。</p> <p>2 第1順位遺族が複数人いる場合、遺族見舞金の支給決定を受けた後に他にこの見舞金を受け取るべき遺族が判明した場合等、他の遺族との調整が必要となるときは、私の責任において解決します。</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>		

(裏)

【添付書類】

- 1 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し
- 2 死亡した犯罪被害者の消除された住民票又はその写し
- 3 申請者の住民票又はその写し
- 4 戸籍謄本その他の死亡した犯罪被害者と申請者との続柄を確認することができる書類
- 5 申請者が死亡した犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認することができる書類
- 6 申請者が死亡した犯罪被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを確認することができる書類
- 7 誓約書（様式第2号）
- 8 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

諫早市長 様

住 所

申請者氏名

被害者との続柄

連絡先

誓約書

見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）支給申請に当たり、犯罪被害者等（犯罪被害者のほか遺族を含む。）が、諫早市犯罪被害者等支援条例施行規則第6条各号の規定に該当しないことを誓約します。

- (1) 犯罪被害者又はその遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

また、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けたことが後に判明した場合には、見舞金の返還を求められることがあり、その際は受給者に返還義務があることを理解しました。

様式第3号（第7条関係）

（表）

年 月 日

諫早市長 様

住 所
申請者氏名
連絡先

重傷病見舞金支給申請書

諫早市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条第2項の規定により、
関係書類を添えて重傷病見舞金の支給を申請します。

支給申請額	円
犯罪行為が行われた日時	年 月 日 時頃
犯罪行為が行われた場所	
犯罪行為による被害の発生状況	
犯罪行為が行われたときの住所 (現住所と異なる場合のみ記入)	
重傷病の状態	別添診断書のとおり
取扱警察署	警察署
状況調査に係る同意書	
重傷病見舞金の支給の決定に際し、市が警察署等の関係機関に 対し上記の犯罪行為等に関する事項について調査等を行うことに 同意します。	
氏 名	

(裏)

【添付書類】

- 1 負傷し、又は疾病にかかった日、入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が重症病に該当することを証明することができるもの又はその写し
- 2 申請者の住民票又はその写し
- 3 誓約書（様式第2号）
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

諫早市長



見舞金支給決定通知書

年 月 日付で支給の申請があった見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）については、次のとおり支給を決定しましたので通知します。

支給金額

円

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

諫早市長



見舞金支給却下通知書

年 月 日付で支給の申請があった見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）については、次の理由により支給を却下することに決定しましたので通知します。

理由

年 月 日

諫早市長 様

住 所
 申請者氏名 ㊟
 連絡先

見舞金支給請求書

年 月 日付第 号で支給決定のあった犯罪被害者等見舞金について、諫早市犯罪被害者等支援条例施行規則第9条の規定により、見舞金の支給を請求します。

請求金額		円	
見舞金の種類		<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金	
支払方法	口座振込	フリガナ <input type="checkbox"/> 座名義人	
		金融機関名	銀行 信用金庫 協同組合
	本店 支店		
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		
		口座種別	
	口座番号		

備考：「見舞金の種類」及び「口座種別」欄の□内には、該当事項にレ点を記入すること。